

～事業の転換や多角化をご検討の方へ～

# 事業転換・多角化資金のご案内

## 1. 融資の対象となる方

営業の本拠地(かつ法人にあっては本店登記地)が台東区内であること。  
区内で1年以上、同一場所で同一事業を営んでおり、今後も区内で営業を続けること。  
事業内容が東京信用保証協会の保証対象業種であり、原則として、事業に必要な許認可を受けていること。  
申込みをする日までに納期到来している所得税(法人税)および事業税等を完納していること。

### ① 事業の転換を行う方(略称:台転)

- 区内において別の保証対象業種に属する事業に転換するための適切かつ確実な事業計画を有し、これを実施する能力を有する方。
- 現在行っている事業の売上額の概ね1/3以上を廃止もしくは縮小し、転換先事業が全売上高の概ね1/3以上を占める事業を行う方。

### ② 事業の多角化を行う方(略称:台角)

- 新たな事業が2年以内に全売上の概ね1割以上見込めるもの。
- 新たな事業が、現在行っている事業と同一業種と認められる業種に属する事業である場合は、製品が従来に比べて、原材料、生産加工技術、用途、販路、機能のいずれかが異なるものであること。

## 2. 融資の条件(台転・台角)

融資斡旋限度額	2,000万円以内
貸付期間	運転資金 6年以内(内据置期間12ヶ月以内) 設備資金 8年以内(内据置期間12ヶ月以内) あっ旋対象となる設備は、台東区内に設置するものに限ります。
資金使途	運転資金または設備資金
貸付金利	2.2%以内 (区補助1.5%以内 本人負担0.7%)
信用保証	原則として信用保証協会の信用保証を要します。 (信用保証料の補助はありません)
・申込前にあらかじめ融資を希望される金融機関にご相談ください。 ・取扱金融機関は別紙パンフレットまたは区ホームページをご確認ください。	

こちらをあわせてご利用ください！

## 専門家派遣事業の利用料補助

東京都中小企業振興公社が行っている【専門家派遣事業】の利用料の一部を補助いたします。  
台東区産業振興事業団 経営支援課 相談担当(☎5829-4125)までお電話でお問合せください。

## 必要書類

	個人	法人
1	融資あっせん申込書(区所定用紙)	
2	事業転換・事業多角化計画書 ※以下 URL よりダウンロード可能です。 <a href="http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/shigoto/kinyukeieishien/yushiseido/to_kushuseido/5_tenkaku.html">http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/shigoto/kinyukeieishien/yushiseido/to_kushuseido/5_tenkaku.html</a>	
3	最近の確定申告書・青色申告決算書等 (税務署受付日あるもの)	最近の法人税申告書・決算書・勘定科目内訳明細書 (税務署受付日あるもの)
4	納税証明書 所得税(その1)または個人事業税 領収書不可・発行日3ヶ月以内	納税証明書 法人税(その1)または法人事業税 領収書不可・発行日3ヶ月以内
5	事業主の実印と印鑑証明書	法人の実印と印鑑証明書
6		商業登記簿謄本
7	設備資金の場合 見積書 見積業者の記名・押印、発行日、見積金額、納入先・工事場所等住所の記載があるもの ※請求書不可・宛名はあっせん申込者と同一・発行日より3か月以内・見積有効期間内	
8	事業所所在地確認書類 ・賃貸借物件の場合 事業所用の賃貸借契約書 ・物件所有者の場合 不動産建物謄本または固定資産税納税通知書(送付先氏名と課税明細書のページ) ※家賃経費を支払われていない場合は、無償貸借の覚書(区所定用紙)と不動産建物謄本または固定資産税納税通知書(送付先氏名と課税明細書のページ)が必要となります。 ※転貸借や同居の場合は、転貸借契約書、同居承諾書等が必要となります。	
9	開業支援資金等情報提供に関する同意書(区所定用紙)	
10	・法律上許認可の必要な業種については、その許認可書(営業許可書等)が必要になります。 ・その他、必要に応じ、書類をお持ちいただく場合があります。 ・各証明書及び見積書の有効期間は発行日より3ヶ月以内です。	

申込書類一式は、審査のため一度お預かりし、約1週間後こちらからご連絡いたします。

申込みから融資実行まで1ヶ月程度かかりますので、ご了承ください。

### 3. ご予約

申込みを希望される方は、まず下記へご予約ください。

商工相談員との面談の中で事業転換・事業多角化計画書等を作成していただきます。(1ヶ月程度かかります)

#### 産業振興課 融資担当

〒111-0056 台東区小島 2-9-18-1F 台東区中小企業振興センター内

電話 **5829-4128**

相談時間 午前10:00～正午 午後1時～午後4時(1時間単位)